

第36回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和4年3月18日（金）午後3時00分～午後5時00分
場 所：オンライン開催

1 議題

(1)「京都市人権文化推進計画」令和4年度事業計画について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料1に基づき，説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前に委員の皆様から質問等を頂戴しておりますので，先に事務局からそちらに御回答させていただきます。

まず，薬師寺座長から

総事業数が令和3年度計画と比較して27事業少なくなっているが，27事業のうち，「代替措置なく，完全に廃止された事業」には，どのようなものがあるのか。役割を終えたと考えてもいいのか。

との御質問をいただいております。

こちらと関連して，藤木委員からも

新年度に減らす27事業についてどのように統廃合したのか，もう少し詳しく説明してほしい。

との御質問をいただいております。

今回減った27事業は，区役所における取組が，半数近くを占めています。行財政改革に伴うイベント事業の見直しによりまして，各区のふれあいまつり等が廃止されたため，例えば，各区のふれあいまつりで併せて行っていた人権啓発ブース設置が廃止されたものや，各区のふれあい事業，映画鑑賞会の廃止などがございます。

このような廃止する事業は，研修会やインターネット広告などの別の機会において啓発を実施するなど，啓発の機会を減らさないように努めてまいりたいと考えています。

統廃合の例としましては，「ほほえみ交流活動支援事業」がございます。こちらは，障害のある人もない人も，いきいきできる社会を目指し，出前講演や，障害の体験・交流学习を提供する事業でございます。こちらの事業は，類似事業である「身体障害者社会参加促進事業」と統合しまして，外部に委託事業化することで，事業を継続していくと聞いています。今回の統合に伴って，出前講座のような理解促進の場が減ることはないと考えております。

このように，別の機会での啓発の継続や，事業の統廃合により，事業を継続しているものが大半でございます。

また、一部、役割を終えて終了する事業もあります。

例としましては、「老人スポーツ普及事業」です。こちらは、高齢者の健康保持と生きがいを高め、老人スポーツの普及を図るという事業でございますが、「これまでの取組等を通じて、身近な地域で高齢者が参加できる健康保持・生きがいつくりの活動が広がってきたため、令和3年度末で事業終了する」と聞いています。

次に、薬師寺座長から

新規事業「児童虐待防止相談所のSNS相談システム」は、今年度単年度と言うことではなく、今後の恒常的な事業という理解で良いか。

との御質問をいただいております。

御認識のとおり、令和4年11月以降、恒常的に設置する窓口だと聞いています。

次に、藤木委員から

新型コロナの感染拡大が始まって2年以上が経過した。団体においてもオンライン活用で開催した事業もあるが、参加者数が少ないなどの課題が残っている。「やった感」だけになっていないか、点検が必要だと思っている。京都市の場合はどうか。

との御質問をいただきました。

オンライン開催については、各担当部署において、苦勞しながらなんとか対応しているところです。当室でも、「企業向けの人権啓発講座」をオンライン開催とするなど、対応してまいりました。こちらの講座でも、例年平均40名程度の参加者数のところ、30名程度の応募であり、参加者数は少し減りました。

ただ、新型コロナ感染拡大や、デジタルトランスフォーメーションの動きに対応していくためには、オンラインでの開催は避けられないと考えています。これまでオンラインに抵抗があった参加者の方でも、今後、オンライン参加を希望される方も増えてくると思います。事務負担は生じますが、自治体としては、現地とオンラインのハイブリッド形式とするなど、現地での参加の方法を残しながら、市民の方に選択いただける形が一番かと思っております。その辺りは、事業の性質に応じて対応してまいりたいと思います。

次に、岩井委員から

改善事業の「(5) こころのサポートふれあい交流サロン」について、精神障害者の方、ひきこもりの状態にある方、その家族が支えられる場として広く活用されることを望む。両者が一体として認知されないかとの懸念を持つので、広報の際には配慮をしていただきたい。

との御意見をいただいております。

また、同事業については菅原委員からもボランティアをしたい人材を発掘できる機会になればと思います。当事者の意見を取り入れてボランティア研修も充実してほしい。

といった御意見もいただいております。

これらの御意見は、担当部署にお伝えさせていただきます。ありがとうございます。

その他、(別紙1) 全事業一覧から、継続事業に関する御質問をいただいておりますが、時間の関係もございまして、その点は、後日回答させていただきますので、申し訳ございませんが御了承いただければと思います。

○菅原委員

新規事業1「避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業」について、こちらの事業を知らなかったが、京都市から息子に案内があって初めて知りました。7, 400人というのは、これから増加する見込みなのでしょうか。

○水野課長

この数は、資料に記載している要件を満たす方の人数ですが、こちらに該当する方がこれから増えていく見込みなのかどうかということは、資料としては持ち合わせておりません。

○菅原委員

こちらの人数は、いつの時点のものかということと、例えば市民が年齢を重ねていくことで、人数が増えていくのであれば、どのようにフォローしていくつもりかがわかれば、後日でも構いませんので、教えてください。

もう一点、地理的条件について、このところ異常気象が続いておりまして、ハザードマップ以外の場所でも危険区域がこれから増えるようなことがあれば、その地域の方も対象になるのでしょうか。

○水野課長

近年、大規模災害等、予想し難い災害が起こっているところでございます。これによる対象区域の見直しというのは、所管部署で検討されることもあるかとは思いますが、詳細の情報は現在把握できておりません。まずは優先度の高い方からということで、今後広がっていくこともあるかと思いますが、御質問については、後日、分かる範囲でお答えさせていただきます。

○玉置副座長

先ほど事業数の説明の中で、区役所におけるイベント等の数が減っているというお話がございました。行財政改革の関係で一定の見直しが入るのだと思いますが、京都においては、地域自治というのは今までも重視されてきたと思えますし、地域の活性化というのは非常に大切だと思います。新型コロナの2箇年で大きく変化してきていると思えますし、ここがカットされるというのが仕方ないという事情なのであれば、今後どのような形・方向性で見直しがされていくのか、復活できるのか、あるいは地域に委ねられていくのか、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○山村室長

おっしゃるように、行財政改革の中で、色々と見直しは行っていますが、京都市としても、人権というのは、非常に重要な観点であるとしっかりと認識して押さえています。今回、確かに事業数が減ってはいるのですが、先ほど事務局からも説明させていただいたように、例えば啓発事業では、有名な方を呼んで1回限りのイベントを実施するというのではなく、動画として保存できるような形にし、多くの場で啓発に活用するなど、費用を見直す中で、効果ある取組とするため、工夫して取り組んでいるところでございます。事業数だけでなく、啓発方法の切り替え、どういう伝え方をしていくかという部分も見ていただければと思います。

○玉置副座長

オンラインでの啓発活動も工夫していくとありました。この2年の間に、このような方向性は非常に活発になってきたと理解しています。しかし、オンラインというのはいい面もあるとは思いますが、ある程度限界があると思えます。

京都市でも取り組まれているとは思いますが、やはりそこにアクセスした件数はあまりにも低く、人権文化に関わるような啓発において、オンライン開催の限界というものがある程度見えてきたような気がします。地域の皆様の力ほどのものは、まだそこには見えていないと思えますので、その点、何らかい方法があれば、教えていただきたいです。

○水野課長

先ほど、オンラインの部分を強調して御説明したのですが、顔を合わせた対面での啓発事業というの、できる限り維持してまいります。人権擁護委員協議会の協力も得ながら、続けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○藤木委員

オンラインでの事業の進め方について質問させていただきましたが、ハイブリッド形式での開催というは当然必要だとは思いますが、我々の経験では、オンライン開催というの、高齢者や障害のある方への訴求がかなり弱く、参加人数は少ないです。オンラインだけでいいというの、1年目は良かったと思いますが、そろそろ限界が見えてきたと感じております。京都市も、ハイブリッド形式というの、聞こえがいいのですが、オンラインでは届かない人達にどのように届けていくのか、もう少し工夫して考えていってほしいと思います。

○水野課長

この間、オンライン開催だけでなく、電子での行政手続などの場面でも、そういったデジタルへの対応が難しい方への配慮をどうしていくかというのは、行政でも非常に課題となっております。そういう方々についてもきちっとケアしながら、対応できるよう検討してまいります。

(2) 令和4年度LGBT等性的少数者の人権尊重施策について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料2に基づき、説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前に委員の皆様から質問等を頂戴しておりますので、先に事務局からこちらに御回答させていただきます。

まず、薬師寺座長から

アライという言葉自体がまだ広く行き渡っていないので、人権総合情報誌やアライサポートブック等を通じて、アライとは何なのか、アライの例として他府県や世界ではどんな好例があるのか、アライとして誰でもできることといったことを一般の方にもわかりやすい形で示すことが、最初に重要なことだと思う。

との御意見をいただきました。

アライという言葉は、LGBTの当事者団体の方などにはよく知られていますが、一般の方には馴染みのない言葉だと思いますので、「アライとは何か」、「アライの好事例」など、サポートブック作成時の参考とさせていただきたいと思います。

このようなサポートブックというのは、NPO法人の虹色ダイバーシティさんが有料で発行されています。そこでは、アライとして活動されている方が「アライとして活動を始めたきっかけ」やアライとしての活動を検討されている方の「何から始めていいかわからない」との声への答えなどが掲載されています。京都市では当事者団体の方とのつながりもありますので、当事者の方の意見も聞きながら制作を進めていきたいと思います。

関連した質問として、菅原委員から

アライサポートブックの作成は、LGBTの方々への応援隊になるための配布物か。将来的には、子どもたちが自分で書き込めるサポートブックづくりの講座や授業ができると、自己を知るきっかけになると思う。「アライであること」を可視化することで、従来からあるオレンジリボンやパープルリボンのように市民に広がればと期待する。バッジやステッカーを作成する場合、京都市在住や通学する大学生や、若者やアーティストにデザイン公募をするとよいかもれない。

との御意見・御質問をいただきました。

“LGBTの応援隊”となるための冊子かとのことですが、アライの明確な定義があるわけではないのですが、LGBTの方を支援したいと考えている方のガイドラインとなるようなものを考えております。

御意見につきましては、サポートブック作成時の参考とさせていただきます。

また、薬師寺座長から

3ページの「京都まあぶるスペース」について、「参加者以外にも共有できる仕組み」としてどんなことが考えられるのか。

との御質問をいただきました。

この事業は、主に当事者の方が各テーマについて自由にお話いただくイベントですが、4つのテーブル全てに市職員が参加することができないので、終了時に各テーブルで出た話題の一部を、テーブルのファシリテーターから全員に共有していただいています。しかし、現状は、時間も限られていますので、京都市に対する意見が一部しか拾えていないという課題がありました。

令和4年度は、各テーブルに入るファシリテーターに、参加者の意見を具体的に吸い上げていただき、イベント終了後に職員に共有いただき、行政に関わる意見であれば、担当部署に確実に意見を届けるよう、改善してまいりたいと思います。

関連して、岩井委員から

コミュニティスペースでの交流は当事者の声が支援者に届く良い機会でもあり、定期的な開催を維持していただきたい。

との御意見といただきました。

コミュニティスペースは、令和4年度も実施を予定していますし、参加者からも非常に御好評いただいております。今後も支援者の方にも参加いただけるようなイベントとして、継続的に開催してまいります。

○松波委員

アライの可視化の取組はいい試みかと思いますが、一点気を付けないといけないと思うのは、「LGBTではない人が、LGBTを支援する」というように二分化するような表現にしてしまうと、自分が当事者かどうかわからない人にとっては負担であったり、自分は当事者だけど参加していいのかと迷う方が出てきてしまったりすると思います。また、当事者であるかないかという非常にセンシティブなことを明かすことを強いられることのないように、気を付けながら取組をする必要があると思います。

LGBTではないと思っていたが実は揺れているとか、途中から同性に惹かれるということも実際にあることですし、基本はこちらでいいとは思いますが、「LGBTの方を応援する・支援する人」というより、「多様な性を持つ人が誰も差別されないことを望む人」というような定義も同時にあれば、当事者や揺れ動いている方も参加しやすくなると思います。二分化に陥らないように気を付けていただきたいと思います。

アライのバッジというのも、バッジを着けていたら、当事者ではありませんということになるのではなく、あくまでもこの問題について、人権の問題から関心を持っている・サポーターであるということになるようにすべきだと思います。当然、当事者の方も他の当事者を支援されますので、当事者ではないという意味合いを薄めるというか、平等を望むという意味で伝えられればよいと思います。

○水野課長

おっしゃるように、アライとしてLGBTを支援する方の中には当事者の方もいらっしゃるし、アライという枠組みを「LGBT当事者でない方」とならないように、気を付けて取り組んでまいります。

○岩井委員

私自身、中高校生などの子どもの相談現場で、LGBTに関する相談を受けることもあります。松波委員がおっしゃっていたように、皆さん性に関する揺らぎが少なからずあると感じます。白か黒かという分け方ではなく、みんなが共通して持っている「性のグラデーション」というものを踏まえたうえでの支援になるといいと思います。みんながそれぞれいろんな感覚があるという考えを土台にして、活動が進むといいと思います。

○水野課長

LGBTと一言でいっても型にはめることはできず、本当にグラデーションのように人それぞれ違っているものだと取組を進めている中で感じております。今年度、若い方向けのリーフレットを作成したのですが、その中でも特に思春期は揺らぎがあるというようなお話もたくさん聞いておりまして、そのような点に配慮しながら進めていきたいと思っております。

○玉置副座長

このLGBTQの課題については、報道などでもたくさん取り上げられていますし、企業の研修テーマでも非常にニーズがあると実感しています。

以前、保護者向けのリーフレットを京都市に作成していただきました。このリーフレットの中では「アライ」という言葉を使用せず、「今日からできる大切なこと」として、聴講される皆さんに自然と入ってくるような表現になっています。私は、このリーフレットはよくお話する時に活用させていただいておりますが、二分化することなく伝えるというのは非常に大切なことだと思いますし、皆さんが自然にこのことについてよく理解し、共感していただくことが大切ですので、もっと既存のこういうものも使っていけばいいと思います。こちらは保護者向けとはなっていますが、企業の皆様の中にも思春期のお子様がいらっしゃったりして御使用いただけると思いますし、わかりやすくシンプルにまとめたいただいておりますので、引き続き活用させていただきたいと思っております。自治体の皆様にも、引き続き使っていただければと思います。

一点質問です。先ほど都市間連携について、今後の研究材料として政令指定都市との連携というお話がありました。政令指定都市といえば、北から南までたくさんあります。しかしながら、人の移動というのは勿論全国でもありますが、近

畿圏の中でも多く、もっときめ細かくやっていけばいいと思うのですが、政令指定都市に特化した研究というのは、何か理由があるのでしょうか。

○水野課長

まず、今年度作成した保護者向けリーフレットを日頃の活動で御活用いただき、ありがとうございます。リーフレットは引き続き取組で活用してまいりたいと思います。

都市間連携について、政令指定都市は、人口規模や扱っている施策が似ているということで、まずは政令指定都市間で連携できないかと検討を始めたものがございます。元々この制度は市町村単位で運用しておりますので、市町村を出てしまうとパートナーシップ宣誓制度の効力が消えてしまうということで、自治体間で個々に都市間連携協定を締結しております。本当は、全国の自治体と協定を締結できれば一番いいのは勿論ですが、この制度について前向きな自治体とそうでない自治体がございますし、要件の違いなどの課題もあります。そこで、まず京都市としては、近隣の自治体との連携を進めており、政令指定都市との連携も検討しているところでございます。

(3) ヤングケアラーの実態調査の結果等について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料3に基づき、説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前に委員の皆様から質問等を頂戴しておりますので、先に事務局からそちらに御回答させていただきます。

まず、薬師寺座長と藤木委員から

別紙3の13ページの学校調査結果③で、「実態把握が難しい」と答えた学校が、約7～9割だったのに対し、学校調査結果④で、「支援するために、学校として必要だと思うこと」についての回答が各項目約1～2割にとどまっているのは、どう分析されているか。

との御質問をいただきました。

学校調査結果③は、学校の課題意識を把握するために、3つの課題について、複数回答可としたうえで、母数を学校数にして割合を出しています。従いまして、それぞれの割合が、課題と考えている学校の割合となり、高い割合となっています。これに対し、学校調査結果④では、学校として必要だと考える様々な事項のうち、どれを重視しているかを把握するために、各校が11の選択肢の中から3

つを選択して回答しており、割合は母数を当該質問の全回答数にしています。こちらは11の選択肢があることから、回答が分散しており、一つ一つの選択肢の割合が低くなっていると考えられます。このため、③と④を比較することはできません。

④の調査結果ではいずれの校種でも「こども自身や教職員がヤングケアラーという言葉を知っているということが必要」という回答が約30～40%を占めており、また相談しやすい環境づくりも約20～30%を占めていることから、これらを優先して取り組むべき課題であると捉えています。

次に、薬師寺座長から

中高生が認識しているもの、普段は意識していないもの、いずれも含めて、今回のアンケートで、ヤングケアラー問題として特に注意すべき点として分析されているものに、どのような問題が指摘されているのか。例えば、比率はそれほど高いものではないが、1日7時間以上家族の世話に費やす中高生がいること、家族のケアのために、宿題など勉強の時間がとれない、睡眠が十分にとれない、世話をすることに対してきつさを感じるといった中高生が一定数存在していることが懸念されるが、その具体的な内容について、現場ではある程度、実態が押さえられるのか。

との御質問をいただいています。

先ほどの中高生調査結果⑱にありますように、世話をしている中高生のうち、「相談した経験がない」と回答した理由について、「誰かに相談するほどの悩みではない」という回答が約7割を占めています。これは、困っているにも関わらず家庭事情など様々な要因があるため相談しにくいヤングケアラーならではの課題ではないかと考えております。このようなところが、実態把握が難しいところであると聞いておまして、実態としては十分には把握しきれていない状況にありますので、今後取組を進めていく必要があると考えています。

薬師寺座長から

ヤングケアラーの認知度を高めるための取組として、ポスターやリーフレット等の作成配布が例示されているが、実態調査の結果を踏まえた問題点と活用できる支援体制について、国からの要請や京都市独自に現在検討中のものも含めていくつか例示いただくと理解が進むと思う。

との御意見をいただいています。

具体的な支援のあり方等について、国のマニュアルはまだ内容、発出時期とも

に分からない状況です。本市としては、まずは、認知度の向上を図り、本人が相談しやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。個々の相談に対しては、既存の施策を活用しながら、今後示される予定の国のマニュアル等も参考に、関係機関が連携して対応するとともに、今後、個々の対応事例を共有し、具体的な支援の在り方について、関係部局で協議してまいりたいと考えています。

岩井委員から

結果を見て一番気になったことは、子ども、保護者、支援者の認識にばらつきがあること。ヤングケアラーの定義が曖昧であり、どの時点で介入すべきか、どのような支援が効果的か、まだ定まっていないと感じており、ヤングケアラーの弊害を明確にして、家庭に介入、または援助できる仕組みができるとういと思う。

ヤングケアラーの相談では、本人をねぎらい、困りの解消と学習の保証等について担当者につないでいるのが現状である。しかし、保護者の生活や認識を変えることは難しく、子どもが、ヤングケアラーの状態であることは変わらず、また、成長とともに「困り」が変化していくのではと感じている。子どもが生活の手助けをすること自体が悪いわけではないので、何が子どもの成長に良くないのかを明確にして、早期発見と予防につなげていく必要があると思う。継続した実態調査をお願いしたい。

との御意見をいただいています。

ヤングケアラーは法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

各家庭の状況や子ども本人の感じ方は様々であり、同じ内容の世話等であっても、子どもが感じる負担感は異なるため、一律に基準を設けるようなことは難しいと考えております。また、家庭内の役割分担はプライバシーであり尊重すべきものであります。

しかし、子どもが過度のケアにより普段の生活に困りを抱えているのであれば、行政が積極的に関与していく必要があると考えています。

御指摘のとおり、保護者の生活や認識をすぐに変えることは難しいと考えておりますが、子ども本人が自分の状況を正しく認識し、過度な負担となっているような場合に声を上げやすい環境づくりに取り組むとともに、実際の相談対応については既存の窓口が連携して、少しでも子どもの負担が軽くなるように、迅速かつ丁寧に対応してまいりたいと思います。

今後の調査については、国の動向も注視しながら検討してまいります。

最後に、菅原委員から

子どもたちが、きつさや援助を「特に感じない」と答える割合が多く、気になった。「家族だから助け合って当たり前」「普通のこと」として、人に言えないことや問題と認識しづらいことが深刻だと感じる。本人も「人に言ってもどうしようもない。自分がやるしかない」というあきらめもあるかもしれない。

さらに、ヤングケアラーは、複合的な課題があるために、どこに助けを出せばよいのか、わかりにくい。周囲の大人や支援団体、行政機関の連携とともに、大人になったケアラーからも意見や希望を聴いて支援を少しずつでも充実してほしい。

との御意見をいただいています。

中高生に対する実態調査の結果からも、支援の必要性を判断する難しさに加え、相談先の確保の必要性や実態把握の難しさが明らかになったと認識しています。

潜在化しているヤングケアラーを拾い上げるのに、まずは社会的認知度の向上を図ることが大切と考えています。

当事者である子どもや保護者への周知はもちろんのこと、支援者（団体）等であるサービス事業者や行政の職員に対する研修等を通じて、理解の促進を図るとともに、元ヤングケアラーによるピアサポートの機会の活用も検討してまいります。

事務局からは、以上でございます。

○前田委員

ヤングケアラーの問題は本当に深刻で、中高生の時に子どもらしい生活を送れないということだけでなく、高等教育の機会が制約を受けること、その次の職業選択の機会も同様で、そのことによって間接的にもかもしれませんが、貧困が定着してしまう負の連鎖のきっかけになってしまう問題だと思います。

今回、詳細な調査結果を出していただいております、興味深く拝読しました。やはり一刻も早い「(4) 連携体制の構築」の具体化が必要になってくるのではないのでしょうか。もちろん実態把握や啓発も大切ですが、例えば近隣の都市では、今年度から、副市長の下で、主要な部局の長を集めてのプロジェクトチームを既に立ち上げ、国の指示を待つ前から、何ができるのか、具体的な支援策の検討を始められている都市もあります。京都市も、やはり一定のスピードというのも大事になるかと思っておりますので、積極的な、「京都モデル」のようなものを構築していただくのも一つかもしれませんので、ぜひ御検討いただければと思います。

○水野課長

ヤングケアラーの問題は、人生に関わる非常に深刻な問題だと認識しております。本日いただいた御意見は担当部署にお伝えさせていただきます。

○山村室長

私も参加しておりますが、ヤングケアラーも含めて、「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」というものがございます。今回の調査もそちらで実施しました。京都市としましてもヤングケアラーについては非常に重要な課題だと認識しております。本日はお知らせできないのですが、孤独・孤立対策については、庁内体制を整えてまいります。また懇話会の中でも逐次、御報告させていただきたいと思っております。

○藤木委員

今回の調査を見ると、やはり学校の意識が気になります。どのように読み取るかは非常に難しい調査ですが、「今後必要だと思うこと」辺りの学校の回答が分かれていることは、意識がバラバラで、しっかりと考えられてはいないのではないかと危惧します。

今回の実態報告はすごく深刻な内容です。昨年大津市では実際に関連する事件も起きています。こういった深刻な事態を、学校が気付けないのだとすれば、学校側に問題があるのではないかと思います。

ここに挙がっている「今後の対応方針」に関しても、毎日長時間子どもに接している学校がもう少し前面に出てきていいのではないかと思います。その辺りいかがでしょうか。

○水野課長

御意見ありがとうございます。学校の「今後必要だと思うこと」の回答がバラバラである、また、「今後の対応方針」において、学校の位置付けが低いのではないかと御指摘でございます。

今回は各校への調査でしたが、統一的な方針というのにも必要になってくると思いますので、そちらは教育委員会など担当部署にお伝えさせていただきます。学校でどのようなことができるのか、検討させていただきます。

○山村室長

今回の懇話会での御意見は、担当部署にお伝えしますが、我々が把握していないような方策・支援もあるかと思いますので、引き続き懇話会で御報告させていただきます。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の取組について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料4に基づき，説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前に委員の皆様から質問等を頂戴しておりますので，先に事務局からそちらに御回答させていただきます。

薬師寺座長から，

新型コロナウイルスによる影響で，特に女性の家庭での負担が過重，不規則になり不安定な状況が続いていることから生じる相談件数等は多くなっていないか。またそのような悩みに専門的に対応できるような相談制度を設けることは可能なのか。

との御質問をいただきました。

新型コロナが原因となった女性の相談件数ですが，当室が所管するウィングス京都では，全体の相談件数は，例年どおり約2,000件程度で推移しておりますが，相談内容の内訳では，女性からの「健康・病気」，経済的困窮・人とのつながりに関する相談など，新型コロナウイルスの影響によるものと考えられる相談が増えています。

こういった状況を受け，令和3年度から，同センターにおいて，「つながる相談室」を開設し，有資格者による心理面での寄り添ったサポートを行うことで，誰にも相談できず一人で悩みや不安を抱える女性を必要な相談窓口につなぐ取組を行っておりますので，こういった場で女性からの御相談に応じたいと考えております。

次に，藤木委員から

まん延等防止重点措置が解除されるように，新型コロナは誰にでも感染しうる病気と認識されつつある。新型コロナに関する感染者や医療関係者らへの直接的な人権侵害は，まだ続いているのか，相談件数の推移や相談内容の変化のデータ，最近の特徴的な事例などがあれば示してほしい。

また，関連して，薬師寺座長から

新型コロナウイルス感染症が発生して既に2年が経過したが，感染症に関する人権尊重の取組の結果，状況は改善されているのか，なお重大な問題が生じているとすれば，それはどのような問題か。

との御質問をいただきました。

先ほど報告させていただいたとおり、京都市に届いたコロナに関する相談は、当室で取りまとめているものの、件数は多くないのが実情です。多くの相談は、法務局の人権相談や労働局の労働相談で受付されているものと認識しています。

これらについては非公表のため、申し訳ございませんが、御紹介することができません。

なお、具体的な事例を紹介できるものとして、日本弁護士連合会が、昨年10月1日と2日の2日間で実施した「新型コロナウイルス・ワクチン接種に係る人権・差別問題ホットライン」電話相談に届いた事例が公表されています。

こちらの事例では、

看護師の方から、「ワクチン接種しないなら、医療法人の方針で退職してもらおうと言われて退職した。」といった相談や、会社員の方から、「会社からワクチン接種済みバッジを着けさせられる」などが報告されています。

本市にも、件数としては多くありませんが、持病等により、マスクをできない方やワクチン接種できない方に対する差別的な取扱いに対する相談が届いています。こういった差別的な取扱いもなくしていけるよう、引き続き啓発に取り組んでまいります。

○薬師寺座長

新型コロナに関しては、確実にこれで終わりだということは無く、適切な啓発や相談の活動を少しでも怠ると人権侵害につながる事態を生じさせることもあると思いますので、引き続き啓発等の活動をしっかりとやっていただくことが重要だと思います。

(5) 全国水平社創立宣言100周年を契機とした人権文化の推進の取組について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料5に基づき、報告）

○薬師寺座長

それでは、本日の御報告は以上でございますが、全体の中で御質問があればお願いします。

○菅原委員

議題2の「令和4年度LGBT等性的少数者の人権尊重施策」について、質問

です。

アライのステッカーやバッジを配付するというようなお話でしたが、市民としては、二つに分けるというよりは、自分らしい生き方を支持するといったふんわりとした形で支援する方がいいと思います。パープルリボンやオレンジリボンでは、それを身に着けたからといって、自分は被害者であるという表明にはなりません。SDGsが流行っていますが、誰一人取り残さないというような形で、LGBTQの方も私たちと同じ仲間なんだと、気軽に取り組んでいただける取組にしていだければいいと思います。

○水野課長

本日、こちらの件に関して、菅原委員をはじめ、他の委員の皆様にも多くの御意見を頂戴いたしました。取組を実施する際は、慎重に考え、取り組んでまいります。

○山村室長

本日も大変貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

人権課題の取組の推進に当たって、LGBT等性的少数者の方々への取組やコロナ禍での差別や貧困の顕在化など、様々な社会状況に応じて、バックボーンとなる理念や方針について懇話会の委員の皆様には御助言いただき、改めて御礼申し上げます。委員の皆さま方には、引き続き人権文化の推進にお力添えいただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議を終了いたします。本日はありがとうございました。